■　参考条文（抜粋）

資料２

| 大阪府個人情報保護条例 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） |
| --- | --- |
| (定義)  第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  　一　個人情報　個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。  　二～六　略  個人情報保護法  （定義）  第二条 　この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。  (収集の制限)  第七条　実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を具体的に明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で収集しなければならない。  2　実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。  3　実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。  一　本人の同意があるとき。  　二　法令又は条例の規定に基づくとき。  　三　他の実施機関から提供を受けるとき。  　四　出版、報道等により公にされているものから収集することが正当であると認められるとき。  五　個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。  六　犯罪の予防等を目的とするとき。  七　前各号に掲げる場合のほか、大阪府個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。  4　実施機関は、本人から直接当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報を取り扱う目的を明示するよう努めなければならない。  5　実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき、犯罪の予防等を目的とするとき又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。  一　思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報  二　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報  番号法第29条第１項及び第30条第１項による行政機関個人情報保護法の読み替えについては、[資料３]を参照  (利用及び提供の制限)  第八条　実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を、当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。  一　本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。  二　法令又は条例の規定に基づくとき。  三　出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき。  四　個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。  五～八　略  九　前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。  2　実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。  3　実施機関は、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと当該実施機関が認める場合を除き、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。)を用いて個人情報の提供をしてはならない。ただし、犯罪の予防等を目的として、国の機関又は他の都道府県警察に提供するときは、この限りでない。  (開示請求)  第十二条　何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報であって、検索し得るものの開示を請求することができる。  2　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって、前項の規定による請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、当該開示請求が、当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるときは、この限りでない。  (開示請求に係る事案の移送)  第十九条の三　実施機関は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときは、当該開示請求の趣旨に反しない限りにおいて、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。  2～3　略  (訂正請求)  第二十三条　何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報について、事実に関する誤りがあると認めるときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。  2　略  3　第十二条第二項の規定は、訂正請求について準用する。  (訂正請求に係る事案の移送)  第二十九条　実施機関は、訂正請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときは、当該訂正請求の趣旨に反しない限りにおいて、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。  2～3　略  (個人情報の提供先への通知)  第三十条　実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。  (利用停止請求)  第三十一条　何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有する自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める措置を請求することができる。  一　第七条第一項から第三項まで若しくは第五項の規定に違反して収集されたとき、第八条第一項の規定に違反して利用されているとき又はこれらのおそれが著しいとき　当該個人情報の利用の停止又は消去  二　第八条第一項若しくは第三項の規定に違反して提供されているとき又はこれらのおそれが著しいとき　当該個人情報の提供の停止  三　略  2　略  3　第十二条第二項の規定は、利用停止請求について準用する。  (是正の申出)  第三十二条　何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、その取扱いの是正を申し出ることができる。  2　第十二条第二項の規定は、前項の規定による申出(以下「是正の申出」という。)について準用する。  第五節　他の制度との調整等  第四十六条　この章の規定は、実施機関及び指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者で、実施機関が指定したものをいう。以下同じ。)が府民の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。  2　略  3　第十二条から第二十二条までの規定は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法による当該個人情報の開示については、適用しない。  　一　法令又は他の条例(大阪府情報公開条例を除く。以下この項において同じ。)の規定により閲覧し、又は縦覧することができる個人情報(電磁的記録に記録されたものを除く。)　閲覧  二　法令又は他の条例の規定により交付を受けることができる謄本、抄本等に記録されている個人情報(電磁的記録に記録されたものを除く。)　写しの交付  三　法令又は他の条例の規定により、第二十一条第二項の実施機関の規則で定める方法と同じ方法で開示を受けることができる個人情報(電磁的記録に記録されたものに限る。)　当該同じ方法  4～5　 略  (費用負担)  第五十四条　次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の写しの作成及び送付(これらに準ずるものとして実施機関の規則で定めるものを含む。)に要する費用を負担しなければならない。  　一　開示請求をして、個人情報が記録されている行政文書又はこれを複写した物の写しの交付(第二十一条第二項及び第三項の実施機関の規則で定める方法を含む。)を受ける者  　二～三　略 | （定義）  第二条 　この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。  ２　略  ３ 　この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。  ４　略  ５ 　この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。  ６ 　この法律（第四十五条第四項を除く。）において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。  ７　略  ８ 　この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第六十七条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。  ９～15　略  （情報提供等の記録）  第二十三条 　情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。  一 　情報照会者及び情報提供者の名称  二 　提供の求めの日時及び提供があったときはその日時  三 　特定個人情報の項目  四 　前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項  ２ 　前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。  一 　略  二 　条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。  三～四　略  （収集等の制限）  第二十条 　何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。  （特定個人情報の提供の制限）  第十九条 　何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。  一 　個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。  二 　個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十号に規定する場合を除く。）。  三 　本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。  四 　機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。  五 　特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。  六 　住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。  七 　別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。  八 　国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。  九 　地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。  　十～十二　略  十三 　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。  十四 　その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。  （行政機関個人情報保護法等の特例）  第二十九条 　行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。  　（表）　略  （情報提供等の記録についての特例）  第三十条 　行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。  （表）　略  （地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）  第三十一条 　地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。  番号法第29条第１項及び第30条第１項による行政機関個人情報保護法の読替規定（抜粋）  （利用及び提供の制限）  第八条　行政機関の長は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。  ２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。  　一　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。  以下　略  番号法第29条第１項及び第30条第１項による行政機関個人情報保護法の読替規定（抜粋）  （開示請求権）  第十二条　　略  ２　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。  （訂正請求権）  第二十七条　　略  ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。  番号法第29条第１項及び第30条第１項による行政機関個人情報保護法の読替規定（抜粋）  （保有個人情報の提供先への通知）  第三十五条　行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。  （利用停止請求権）  第三十六条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。（略）  一　当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する第八条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき　　当該保有個人情報の利用の停止又は消去  二 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止  ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。  番号法第29条第１項及び第30条第１項による行政機関個人情報保護法の読替規定（抜粋）  （手数料）  第二十六条 　略  ２　前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。 |